

2021年1月21日

極東貿易株式会社

代表取締役社長 岡田 義也 様

株式会社ストラテジックキャピタル

代表取締役 丸木 強



ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の開催に関する要望

先日の面談の際に申し上げたバーチャル株主総会について、弊社の要望を書面にまとめ、あらためてお伝えします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言が政府により発令され、外出の自粛が要請されております。本年6月の貴社定時株主総会開催時点においても、現在と同様又はより悪化する状況となる可能性があります。本年6月の貴社定時株主総会の開催方法等についての弊社の要望は、下記の通りです。

記

1. ハイブリッド出席型バーチャル株主総会を開催すること

弊社は、以下の理由から、貴社が予定する本年6月の定時株主総会をインターネット経由でも出席でき、質問や議決権行使を認める「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」としていただきたく、お願い申し上げます。

まず、貴社経営陣及び出席株主の感染症対策の観点から、本年6月においても例年通りに定時株主総会を開催することは困難になる可能性が高いと想定されます。そして、貴社経営陣は、現時点で既にそのような状況を想定できることから、今からインターネット経由で出席できる株主総会の開催準備に取り掛かるべきだと考えます。

つぎに、株主総会は会議体としての信認の場であるとともに、経営陣と株主の対話の場でもあります。弊社は、株主が経営者の説明や経営者とほかの株主の質疑応答による対話を聞き、経営者やほかの株主の考え方等に関する理解を深めた上で議決権行使を行うことが、株主総会を通じた経営に対する規律の観点から重要であると考えており、経済産業省の「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会報告書」においても同様の指摘がされています¹。そのため、インターネット経由の株主総会は「ハイブリッド出席型」、「ハイブリッド参加型」及び「バーチャルオンリー型」に大別されますが²、弊社は「ハイブリッド出席型（バーチャ

¹ 経済産業省『新時代の株主総会プロセスの在り方研究会報告書』41頁（2020年7月22日）によれば、「(株主総会の意義として) 信認を得るための緊張感自体に、ガバナンス上の意義がある場合もある」とされる。

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/shin_sokai_process/pdf/20200722_1.pdf

² 経済産業省『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド』5頁（2020年2月26日）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001-2.pdf>

ル株主総会)」(以下「出席型バーチャル総会」と言います。)を希望します。

2. 棄権の議決権行使を可能にすること

貴社の議決権行使書には棄権の欄がありません(最終頁図①をご参照ください)。弊社は、実務上、議決権行使書に手書きで、棄権する意思表示をしています。また、図①の第2号議案は、取締役(監査等委員である取締役を除く)選任議案でしたが、5名の候補者に対する議決権行使の欄が1つにまとめられており、候補者毎に議決権行使が異なる場合は手書きで意思表示をする必要がございました。

出席型バーチャル総会においては、インターネット経由の参加者も議決権行使を行うこととなりますが、賛成、反対及び棄権の議決権行使の選択が、候補者毎にウェブ画面上で可能になるようにしていただきたくお願いいたします。

3. 賛否が明らかでない議決権(白票)を棄権票として取り扱うこと

貴社の議決権行使書には「各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います」と記載されています(最終頁図①をご参照ください)。

このような白票の取り扱いの背景には、株主提案を受けた会社として、会社提案への賛成比率を可能な限り増やし、株主提案への賛成比率を減らしたいとの意向があるものと拝察します。会社法上は、賛否が明示されていない議決権行使書面の取扱いを会社側が定めることができるものとされていますが(会社法施行規則第66条第2号)、会社提案と株主提案で全く逆の取扱いをすることは、公正なものとは到底言えず、株主の皆様の意思を問うために株主提案を行う株主としてはもちろん、審議に参加し議決権を行使する株主としても看過できません。なお、金融庁の「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」においても白票を棄権と取り扱うべきとの意見³が表明されています。

出席型バーチャル総会にインターネット経由で参加した株主がウェブ上で議決権行使を行わなかった場合には、棄権と取扱っていただきたく存じます。具体的には、「賛否等についての入力がない場合は、会社提案と株主提案のどちらであっても棄権として取り扱います」と出席型バーチャル総会の議決権行使画面に表示いただきたくお願いいたします。

なお、出席型バーチャル総会の開催を契機に、前記の2.及び3.はリアル総会の議決権行使

³ 金融庁「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第22回、2020年12月8日開催)資料3(ICGNケリー・ワリングメンバー、4枚目最終段落)

<https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryoku/20201208/04.pdf>

書についても同様の改善をお願いいたします。すなわち、取締役選任議案のように一つの議案であっても取締役候補毎に賛否・棄権が選択できる欄を設けた議決権行使書とし（最終頁図②をご参照ください。）、白票は棄権と取り扱う旨記載するようお願いいたします。

本年は、弊社に限らず出席したくとも自粛せざるを得なくなる株主も相当数おられるのではないかと拝察いたします。是非とも、バーチャルでも出席できる株主総会の実現をお願い申し上げます。

以上

図①貴社の議決権行使書

<p>議決権行使書</p> <p>株主番号 000295635 議決権行使個数 4,760個</p>		<p>株主番号 000295635</p> <p>議決権行使個数 4,760個</p> <p>(単元株式数 100株)</p>					
<p>極東貿易株式会社 御中</p> <p>私は、2020年6月26日開催の貴社第100回定時株主総会（継続会又は延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。</p> <p>2020年6月 15 日</p>		<p>議案 第1号議案 第2号議案 (下の候補者を除く)</p> <p>会社提案</p> <table border="1"> <tr> <td>賛</td> <td>賛</td> </tr> <tr> <td>否</td> <td>否</td> </tr> </table> <p>但し、④佐久間氏は賛成</p>		賛	賛	否	否
賛	賛						
否	否						
<p>各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。</p> <p>極東貿易株式会社</p>		<p>議案 第3号議案 第4号議案</p> <p>株主提案</p> <table border="1"> <tr> <td>賛</td> <td>賛</td> </tr> <tr> <td>否</td> <td>否</td> </tr> </table> <p>(ご注意) 当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。第3号議案以下につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。</p>		賛	賛	否	否
賛	賛						
否	否						
<p>108-6008 港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟 常任代理人 株式会社みずほ銀行行次営業部 インターナショナル トラスト・トラスティーズ(ケイマン) リミテッド ソールリー イン イッツ キャパシティー アズ トラストィー オブ ジャパン アップ</p> <p>031661014168300231660 K1T-20000001#</p>		<p>ご所有株式数 476,000株</p> <p>お願い</p> <ol style="list-style-type: none"> 株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日午後5時40分までに到着するようご返送ください。 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。 					
<p>株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。</p>		<p>極東貿易株式会社</p>					

図②候補者別に賛否・棄権の欄がある議決権行使書のイメージ

第1号議案	剰余金の配当の件	原案に対し	賛	否	棄権
第2号議案	取締役●名選任の件				
	候補者 ●	原案に対し	賛	否	棄権
	候補者 ●	原案に対し	賛	否	棄権